

平成28年11月14日

乗合バス事業者に対して行政処分を行いました

山口県の乗合バス事業者である いわくにバス株式会社(法人番号 7250001012293)の本社営業所の路線バスが、平成28年8月24日に持ヶ峠(もちがたお)線の沼田原口(ぬたがはらぐち)から持ヶ峠間において、持ヶ峠には乗客がいないものとして沼田原口で折り返し運行があったとの報告を当該事業者より受けたことを端緒として、山口運輸支局が同営業所に対して、平成28年8月29日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が認められたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車(乗合バス)の使用停止処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 行政処分年月日 : 平成28年11月14日 (処分権者 中国運輸局長 うざわ てつや 鵜沢 哲也)
- 事業者の名称 : いわくにバス株式会社 (法人番号 7250001012293)
住 所 : 山口県岩国市日の出町3-10
代表者名 : 代表取締役 うえだ じゅんじ 上田 純史
- 処分対象営業所 : 本社営業所(山口県岩国市日の出町3-10)
- 行政処分の内容 : 事業用自動車(乗合バス)の使用停止 10日車
(10日間×1両)
停止期間 平成28年11月14日から平成28年11月23日まで
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 1点(累積点数:1点)

【参考】乗合バスの処分状況(今回処分を含む。) ※中国運輸局管内の車両停止処分のみ集計

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1件	4件	4件	3件	1件

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当 : はしもと おにむら 橋本、鬼村

TEL : 082-228-3460

FAX : 082-228-3452

山口運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : たかやま かわもと 高山、河本

TEL : 083-922-5336

FAX : 083-923-1036

【資料配付先】(広島地区): JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ
(山口地区): 県政記者クラブ

【違反の内容】

1. 事業計画及び運行計画に定める業務の確保をしていなかった。【10日車】
(道路運送法第16条第1項)
2. 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。【警告】
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)